

現 場 説 明 書

- 1 . 工 事 名 横隈山古墳公園整備工事
- 2 . 工 事 箇 所 小郡市三国が丘7丁目242番地
- 3 . 工 事 概 要
 - ・ 樹木伐採
 - ・ 法面の造成及び保護（植生シート $A = 2, 235.0 \text{ m}^2$ ）
 - ・ 雨水排水の改修（U形側溝）
 - ・ 管理施設工（転落防止柵、間知ブロック擁壁、空洞ブロック積、案内板等）
- 4 . 完成工期、作業時間等について
 - ・ 工期は令和2年3月19日（木）までとする。
 - ・ 工事期間中の作業時間については別途協議により決定する。
- 5 . 質疑応答先 小郡市教育委員会教務課施設係 担当 牟田
FAX 0942-73-5860
※ 質疑のない場合には文書は必要ありません。
- 6 . 官公署その他手続き

工事施工に必要な手続き、仮設用電力、水道引き込み手続き、道路、その他第三者管理地等の使用手続きは請負者が行い、その費用を負担する。
- 7 . 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他の関係法規に従う事。
- 8 . 工程表

工事中は、各工事別工程表及び作業予定表を提出し、監督員と密接な打合せを行い、工事の進捗を図るものとする。
- 9 . 施工図書

施工図（必要箇所）を作成し、監督員の承諾を得ること。
- 10 . 材料検査
 - ① 材料試験供試体は、監督員の立会いの上採取し監督員の承諾する試験場で試験を行い、その成績表を提出し承諾を得るものとする。
 - ② 検査又は試験について、特記仕様書に特に指示のない限りJIS標準とし、規格の制定のないものについては監督員の指示による。
 - ③ 検査試験所の能力検査等に必要な費用は、請負者の負担とする。
- 11 . 補償
 - ① 工事中隣接する建築物、工作物、道路、水路等に損害を与えないよう万全の処置を行い、騒音・振動等については公害防止条例、その他の規定に従って十分な養生及び防止対策を行うこと。特に近隣と十分な協議を行い、苦情がでないよう請負者が責任を持って処理解決すること。なお、請負者の責任において近隣の建築物・工作物の着工前及び竣工後の状況確認を行うこと。
 - ② 第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に争議が生じた場合には、発注者と協議し請負者にて処理解決すること。
 - ③ 瑕疵担保期間については、小郡市工事請負契約約款による。

12 . 設計図書の優先順位

- ① 質 疑 応 答 書
- ② 現 場 説 明 書
- ③ 特 記 仕 様 書
- ④ 設 計 図
- ⑤ 共 通 仕 様 書

福岡県県土整備部発行
土木工事共通仕様書
土木工事施工管理の手引き

※すべて最新版とする。

13 . その他

- ① 諸物価、労務費等変動があった場合も原則として請負金額の変更は行わない。
- ② 施工体制台帳及び施工体系図を事前提出すること。
- ③ 使用上当然必要と思われるものについては、設計書に記入がなくても監督員と協議のうえ請負者負担にて施工すること。
- ④ 公共施設等の破損については、指示により原形復旧を行うこと。
- ⑤ 工事中に関する各種保険は請負者において行う。
- ⑥ 工事看板を設置し、建設業許可標、労災保険関係成立票、建退共加入者証を現場の見易い箇所に掲示すること。
- ⑦ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施について、適正な措置を講じること。
指定副産物は再資源化施設へ搬出し、マニフェストの整備についても遺漏なきよう留意すること。また、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を提出し、工事完了時に再資源化等報告書を提出すること。